

北海道立図書館協議会条例施行規則

昭和27年 5月29日
教育委員会規則第10号

改正 昭和31年 9月28日教育委員会規則第17号 昭和42年 5月23日教育委員会規則第14号
平成22年 1月26日教育委員会規則第1号

北海道図書館協議会条例施行規則を、ここに公布する。

北海道立図書館協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、北海道立図書館協議会条例（昭和26年北海道条例第21号）第4条の規定に基づき、北海道立図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関する基本的事項について定める。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第3条 協議会は、北海道立図書館長（以下「館長」という。）が招集する。

2 会長は、所掌事務に関し、特に調査審議の必要を認めるときは、館長に対し、協議会の会議の招集を申し出ることができる。

3 会長が協議会の会議の招集を申し出たときは、館長は、特別の理由のある場合を除くほか、これを招集しなければならない。

(会議の成立)

第4条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(議事)

第5条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、北海道立図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この教育委員会規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年 9月28日教育委員会規則第17号）

この規則は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和42年 5月23日教育委員会規則第12号抄）

1 この教育委員会規則は、昭和42年 5月26日から施行する。

附 則（平成22年 1月26日教育委員会規則第1号抄）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。（後略）